

吸収合併公告

2026年4月6日

株主及び債権者各位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
三井金属株式会社
代表取締役 池信省爾

当社（甲）は、合併により当社の完全子会社である竹原興産株式会社（乙、広島県竹原市塩町一丁目5番1号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は2026年7月1日であり、甲は、会社法第796条第2項に基づき、乙は、同法第784条第1項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定いたしました。

なお、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第799条第1項の規定に基づき、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法第24条第1項による有価証券報告書提出済
(乙) 令和7年7月7日付官報（号外第155号）99頁

以上